

申請から補助金入金までの流れと注意事項

① 開催日時・場所・芸妓人数などを清水芸妓置屋共同組合へ相談

② 申請書をホームページよりダウンロード

※申請は各公募期間につき1回までです。

③ 申請書を提出（メールまたはFAX・郵送）

※芸妓派遣時間が2時間以上の玉代については、補助対象外となります。

※静岡市外への派遣を希望の場合は、遠出料（補助対象外）がかかります。

※提出いただきました申請書の内容を確認後、当振興会から利用の可否についてメールにてご連絡いたします。

また、事業(イベント)実施後に提出いただくアンケート用紙をお渡しします。

④ 事業（イベント）実施

※事業(イベント)当日に、参加人数の確認と報告用の写真撮影をお願いします。

★参加者が芸妓の踊りを鑑賞している、または、お座敷遊びをしている様子

★10人以上（新規の場合は5名以上）の参加者がわかるような会場の様子

（集合写真は不可）の写真をお撮りください。 ※報告に必須書類となります。

⑤ 事業実施2週間以内に実績報告書、アンケート、写真の提出

※報告書類のご提出がない場合、補助は適用されませんのでご注意ください。

⑥ 清水芸妓置屋共同組合へ玉代・車代を全額入金

⑦ 事務局にて内容審査後、補助金額の確定

※報告書類および検番への入金が確認できましたら、2分の1補助が決定します。

⑧ 事務局より送付された請求書を提出

※振興会より決定補助額が記載された「請求書」を担当者(請求先)の方宛に送付しますので、内容をご確認いただき必要事項にご記入・捺印の上、振興会へご返送下さい。

⑨ 補助金を指定口座に入金

※請求書を受理した日の翌月末日(土日祝日の場合はその前日)までに、請求書指定口座へ補助額をお振込いたします。

※原則メールでの提出をお願いします。

【補助金の問合せ】

静岡伝統芸能振興会

TEL 054-353-3401（平日9：00～17：00）

【芸妓の手配】

清水芸妓置屋共同組合

TEL 054-366-5148（平日9：00～15：00）